

## 「脆弱性体験学習ツール AppGoat」利用許諾条件合意書

(2023.5.10 改定)

本利用許諾条件合意書（以下「本合意書」という）は、独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という）が提供する「脆弱性体験学習ツール AppGoat」（以下「本製品」という）の利用者と IPA との間に締結される法的な合意書です。

利用者は、本製品をインストールする前に、本合意書のすべての条項に同意していただく必要があります。特に、本製品の反社会的利用等を防止するため、本合意書は、利用者に高度の責任を求めています。本合意書を十分に熟読の上、いずれかの条項に同意していただけない場合は、インストールしないでください。本合意書は、利用者が同意ボタンをクリックし又は本製品をインストールした時点で、自動的に発効します。

なお、同意の有無に関らず本合意書の規定内容に反する行為は、損害賠償請求に加えて刑事罰の対象となり得ますので、ご注意ください。

### 第 1 条（定義）

1. 本製品は次の各号のいずれかに該当するものを指します。
  - (1) ウェブアプリケーション用学習ツール(個人学習モード)  
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/appgoat/toolabust.html>
  - (2) ウェブアプリケーション用学習ツール(集合学習モード)  
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/appgoat/classroom.html>
2. 本製品は脆弱性に関する基礎的な知識を実習形式で学ぶツールであり、この目的のために意図的に脆弱性を作り込んでいます。従って、本製品が外部から攻撃を受ける可能性があり、これによって利用者等に被害が発生する可能性があります。

### 第 2 条（利用許諾）

1. 利用者は、脆弱性体験学習目的のために、本合意書記載の条件に従って、本製品およびマニュアル等、本製品に関連する一切のドキュメント（以下「ドキュメント」という）を、本製品が利用者に明示的に提供する機能を通常の用法に従って使用する限度において、日本国内において利用することができます。なお、前条(3) 所定の集合学習モード（以下、単に「集合学習モード版」という）の日本国外での利用については、本合意書を遵守する他、利用者が自己の負担と責任の下で稼働環境等を整備することを条件として、その利用を許諾します。
2. 前項において利用者は、集合学習モード版に限り、次の各条件の下で、集合教育目的に有用と認められる範囲で本製品を改変することができます。
  - (1) 改変範囲は「脆弱性体験学習ツール AppGoat カスタマイズマニュアル」に準ずること。  
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/appgoat/ug65p900000198gm-att/CustomizeManual.pdf>
  - (2) 改変は利用者自身の責任で行うこと。
  - (3) 改変後の動作等について IPA は、問い合わせ対応その他のサポートをしないこと。
3. 前二項の許諾は、本合意書発効の時から、第 12 条第 2 項に基づき、又は本合意書違反による解除、又は集合学習モード版に設定されている利用期限の満了その他の理由によって本合意書が終了する時まで、有効とします。
4. 利用者は、前条第 2 項が言う被害発生の可能性を防止・低減するため、同条第 1 項(1)所定の個人学習モードの利用に当たっては、以下各号を遵守して下さい。なお、集合学習モード版については、以下各号に代えて、学習環境を外部ネットワークから遮断しクローズドなネットワーク環境の下で利用してください。これらを了解の上で「はい」を押下すると、上記各学習モードが起動します。
  - (1) 個人学習モードの起動前に LAN ケーブルを外す、または、Wi-Fi 設定を一時的に OFF にする（ネットワーク接続時に本モードの実行はしない）。
  - (2) 学習中は、USB メモリ、DVD 等の電子記録媒体を機器に接続しない。
  - (3) 学習終了時は速やかに本モードの稼働を終了する

### 第 3 条（著作権など）

1. 本製品及びドキュメントに関する著作権その他のすべての知的財産権は、IPA へ独占的に帰属します。

また、本合意書のもと明白に許諾されていない権利は全て IPA に留保されています。

2. 利用者は、前条第 2 項によって改変した場合、当該改変によって生ずる著作権（著作者人格権を含む）その他すべての知的財産権を、IPA 及び第三者に主張しないものとします。

#### 第 4 条（対価）

1. 本合意書に基づく本製品の利用は無償です。
2. 利用者が本製品による集合教育を行うに際して、当該集合教育を受ける者（以下「生徒」という）から対価を徴収する場合には、前項の趣旨に照らして、その対価額の社会的妥当性に配慮するものとします。

#### 第 5 条（再配布等）

1. 利用者は、下記のすべての条件が満たされる場合に限り、本製品を第三者へ再配布できます。
  - (1) 無償で配布すること。
  - (2) 本製品又はそれらの一部分の名称・ラベルその他の標記を変更しないこと。
  - (3) 本製品と本合意書を合わせて配布すること。
  - (4) 本製品およびドキュメントを、著作権表示その他の権利表示を含めて、改変せず配布すること。ただし、第 2 条第 2 項に基づいて本製品を改変した場合は、改変部分を明示して配布すること。
  - (5) 再配布先が本合意書の内容の全てに同意すること。
  - (6) 再配布の際には、都度、再配布の人数と目的を IPA に事前に通知すること。
2. 前項の場合を除き、利用者は、本製品の第三者への再利用許諾、転貸、共同利用等をすることはできません。

#### 第 6 条（免責）

1. IPA は本製品の機能及び性能、並びにバグその他の不具合等について一切の責任を負いません。本製品の導入、利用および利用結果（不正利用の結果を含む）については、すべて利用者の責任とします。
2. IPA は、本製品が他人の知的財産権その他の権利を侵害していないことについて、一切の保証をしません。なお IPA は、自らが知る限りにおいて、本製品が他人の権利を侵害していないと認識しています。

#### 第 7 条（禁止事項及び利用禁止等）

1. IPA は、以下の各号に該当する行為を厳しく禁止します。利用者は、理由の如何を問わず、これらの行為を絶対に行わないでください。
  - (1) 本製品の全部又は一部により、又は本製品で得た知識をもとに、第三者のコンピュータシステムに不正に侵入し、又は右システム内で不正に情報を閲覧・書き換え・消去・外部送信等し、又はその正常な動作に支障をきたす行為、又はそれらの試み
  - (2) 本製品のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブル、集合教育目的以外での改変
  - (3) 上記各号に準じるものとして IPA が随時指定する行為
2. 利用者が本合意書に違反した場合、IPA は本製品の利用を禁止し、又は本合意書を解除することがあります。この場合、利用者は、本製品及びドキュメントの利用を直ちに中止して、データの消去・ドキュメントの返還等について IPA の指示に従ってください。なお、IPA は、必要に応じて刑事責任を問う場合があります。

#### 第 8 条（集合学習モード版の特則—その 1）不正防止等

1. 利用者は、生徒以外の者による集合学習モード版の不正利用を防止するために、厳重な物理的・システムのアクセス管理を徹底するものとし、また、集合学習モード版自身に内在し得る脆弱性に乗じた不正利用の防止に、十分に注意するものとします。
2. 利用者は、集合教育を行う場合、事前に各生徒に対して、集合学習モード版の不正利用行為が高い犯罪性を帯び、従って刑事罰の対象となる可能性が高いこと、並びに末尾記載の様式が定める誓約書の意味内容を十分に熟知・理解させるとともに、右誓約書を各生徒に各別に提出（メールその他、本人確認とプリント出力が可能な代替手段を含む。以下同様）させて、これを当該集合教育の終了後 3 年間保管するものとします。
3. 利用者は、集合教育を行った場合、各生徒の学習内容その他関連する全てのログ情報を、その終了後 1 年間保管するものとします。

4. 集合学習モード版の反社会的行為への関与が指摘され、又は疑われる場合であって、事実確認等のために必要があると IPA が認めた場合、利用者は、IPA から要求を受けた後遅滞なく、前二項に基づいて自らが保管する誓約書及びログ情報（IPA が指定する範囲に限る）を、IPA に提出するものとします。

#### 第 9 条（集合学習モード版の特則—その 2）守秘義務

1. 利用者は、集合学習モード版の利用によって知り得た集合学習モード版の実行に必要な又は有用な情報（公知の情報を除く。次項も同様）を、IPA の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏えいしないものとします。
2. IPA は、利用者による集合学習モード版の利用に関連して知り得た利用者及び生徒の情報（次条第 2 項に基づく回答内容を含む）を、利用者と協議することなく第三者に開示、漏えいしないものとします。
3. 前二項の規定は、本合意書が解除、集合学習モード版に設定されている利用期限の満了その他の事由によって終了した後も、なおその効力を有するものとします。
4. 前二項に関らず、IPA は、集合学習モード版の反社会的行為への関与の有無・態様等の解明・立証等のために必要と認めた場合、第 8 条第 4 項に基づいて提出を受けた誓約書及びログ情報を、必要な範囲で関係機関等に提出し、及び／又は公表することができるものとします。法令に基づく命令等を受けた場合も同様とします。

#### 第 10 条（集合学習モード版の特則—その 3）アンケートへの回答

1. IPA は適宜、利用者に対して集合学習モード版の利用状況、エンハンス要求項目（検査対象、検査機能、使い勝手、性能等）、IPA への要望や意見等を、アンケート形式で質問することがあります。
2. 利用者は、所属する組織の秘密情報に関わる部分を除いて、業務に支障のない範囲で前項のアンケートへの回答に努めるものとします。

#### 第 11 条（損害賠償・裁判管轄等）

1. 利用者が本合意書に定める事項に違反したことにより、IPA が損害を被った場合、利用者は IPA に生じた損害（信頼回復に要した費用を含む）を賠償する責を負うものとします。また、IPA が第三者からクレーム等を提起された場合は、IPA の指示に従い、IPA によるクレーム対応等に協力し、または自らの費用と責任においてクレーム等を円満解決するものとします。
2. 本合意書の準拠法は日本国法とし、本合意書に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の第一審合意管轄裁判所とします。

#### 第 12 条（その他）

1. IPA は、本製品及び／又は本合意書の内容を、予告なく変更することがあります。この場合、当該変更を IPA が公に告知した後に利用者が本製品又は変更後の製品を利用したときには、利用者は当該変更異議なく同意したものとみなします。その後の変更についても同様とします。また IPA は、都合により本製品全部の提供を終了することがあります。
2. 前項所定の変更利用者が異議なき同意をせず、または前項により IPA が本製品全部の提供を終了した場合、本合意書は自動的に終了するものとします。
3. 利用者は、第 5 条（再配布等）及び第 7 条（禁止事項及び利用禁止等）が禁止する各行為が IPA の正当な利益を害することとなる行為であることを了解し、右害される利益の内容と多寡を問わず、異議なく右各条を遵守するものとします。
4. 本製品に関する質問は、[isec-appgoat@ipa.go.jp](mailto:isec-appgoat@ipa.go.jp) までお問い合わせください。

以上

(様式)

誓 約 書

私は、この度、貴職／貴法人が「脆弱性体験学習ツール AppGoat」を用いて実施する集合教育を受講者の一人として受講するに当たり、講師等から受ける注意事項等を誠実に遵守するとともに、下記各項を誓約します。

記

1. 上記集合教育において上記学習ツール AppGoat (以下「AppGoat」といいます)を利用する場合、講師から明示的に使用の許可を受けた機能及び情報、又は AppGoat が明示的に受講者に提示する機能及び情報のみを使用することとし、その他の機能等については、それらを探索せず、また、何らかの事情でそれらを知り得たとしても、それらを決して使用せず、また他の受講者を含めて決して他人に開示・漏洩しません。
2. 上記集合教育における AppGoat の利用によって知り得た他の受講者や貴職／貴法人に関する情報は、上記集合教育の実施目標実現のための、かつ当該集合教育の現場限りにおける利用のみに限ることとし、決して他の目的に利用せず、また他人に開示・漏洩しません。
3. AppGoat の利用によって学んだ知識や情報は、上記集合教育の終了後であっても、私の正当な業務の遂行のためにのみ利用することとし、その他の目的への利用(正当な業務以外で、他人のコンピュータシステムに侵入したり、同システム内で情報を閲覧・書き換え・消去・外部送信等したり、ウイルスへの感染その他その正常な動作に支障を生ぜしめたり、又はそれらを試みる行為を含みます)は決して行いません。
4. 上記各項に違反する行為は犯罪となる可能性が高く、従って刑事訴追を受ける可能性があることを十分に承知するとともに、私又は他の受講者に上記各項違反の嫌疑がかかった場合、事実関係の解明・立証等のために、上記集合教育に関して貴職／貴法人が保有するログ情報等のうち、私に関する部分の全てを、公表し又は関係各機関等に提出することに異存ありません。
5. 前項の場合、私は、前項所定の“私に関する部分の全て”について、それらが正当かつ適法に取り扱われる限り、個人情報保護法上の、またプライバシー保護その他の観点からの権利等を、いずれも主張しません。
6. 私又は他の受講者に上記第 1 項乃至第 3 項違反の嫌疑がかかった場合、貴職／貴法人が本誓約書を公表し又は関係各機関等に提出することに異存ありません。私は、本誓約書について、それが正当かつ適法に取り扱われる限り、個人情報保護法上の、またプライバシー保護その他の観点からの権利等を、いずれも主張しません。
7. 私が本誓約書に違反した場合、貴職／貴法人その他全ての関係者が被る各損害の全てを、私が賠償しなければならない責任を負うことを、十分に理解します。
8. 本誓約書は日本国の法律によって解釈され、本誓約書に関して裁判になる場合は東京地方裁判所での裁判手続きのみに服することに同意します。

上記各項の内容を十分に理解の上、上記誓約の証として本書面に署名押印して提出します。

年 月 日

(住所)

(氏名)

Ⓜ

〇〇〇御中